

芳賀町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

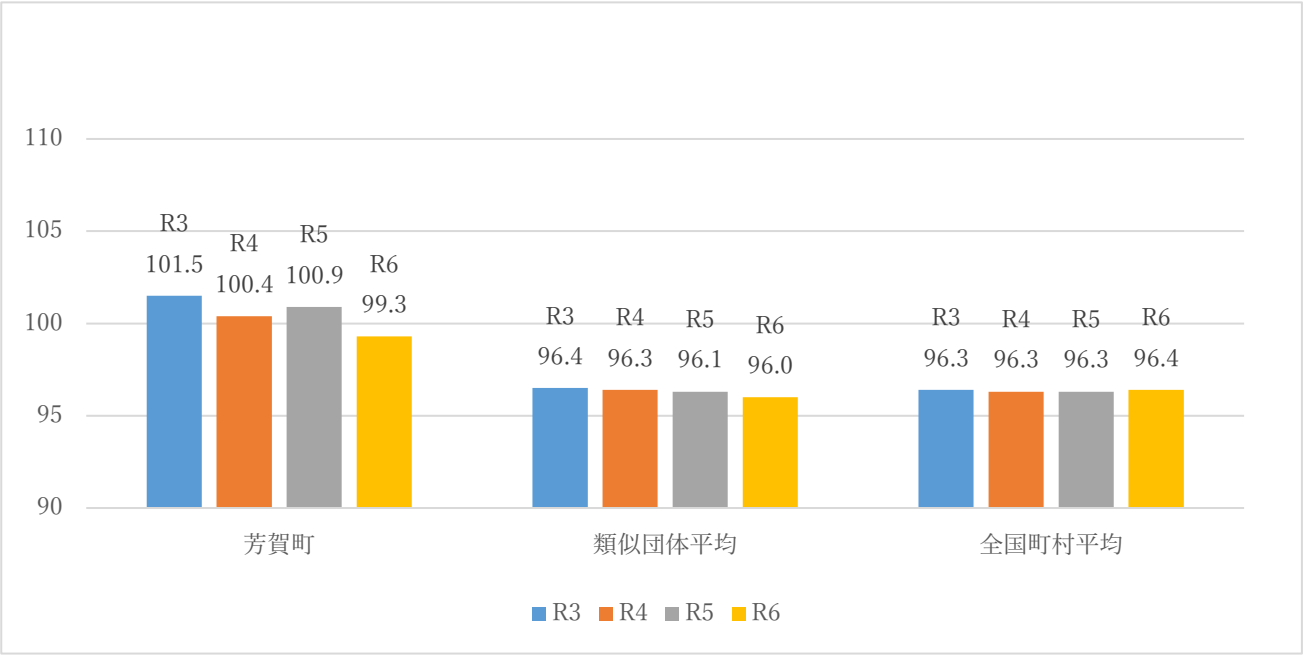
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度の 人件費率
5年度	人 15,505	千円 8,876,767	千円 635,857	千円 1,559,256	% 17.6	% 9.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 143	千円 541,075	千円 100,557	千円 222,045	千円 863,677	6,040千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- ２ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
5年度	円	円	円 (%)	%	%	% 2 . 7 6

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
5年度	月	月	月	月	月	月 4 . 6

（注）芳賀町では、人事委員会を設置していないため、人事院勧告に準じた給与改定を行っている。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。

激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表（単純労務職）についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえ見直しを実施。

②その他の見直し

[**実施** 未実施]

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（平成２７年４月１日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
芳賀町	40.9 歳	3,138 百円	3,893 百円	3,315 百円
栃木県	42.4 歳	3,210 百円	3,910 百円	3,513 百円
国	42.4 歳	3,225 百円	4,040 百円	4,040 百円
類似団体	42.8 歳	3,143 百円	3,656 百円	3,372 百円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
芳賀町	54.3歳	7	3,083百円	3,274百円	3,156百円	—	—	—	—
うち用務員	54.3歳	7	3,083百円	3,274百円	3,156百円	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	49.1歳	2,448百円	1.34
栃木県	53.7歳	221	2,915百円	3,267百円	3,083百円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941	2,869百円	—	3,291百円	—	—	—	—
類似団体	52.3歳	6	2,907百円	3,122百円	3,007百円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
芳賀町	5,337千円	—	—
うち用務員	5,337千円	3,297千円	1.62

注1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等全ての諸手当の額を合計したもので、「平均給与月額（国ベース）」とは、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

注3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

注4 技能労務職と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。

注5 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍した数値に、公務員は前年度に支給された期末・勤勉手当、民間は前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		芳賀町	栃木県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	187,300 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	169,000 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

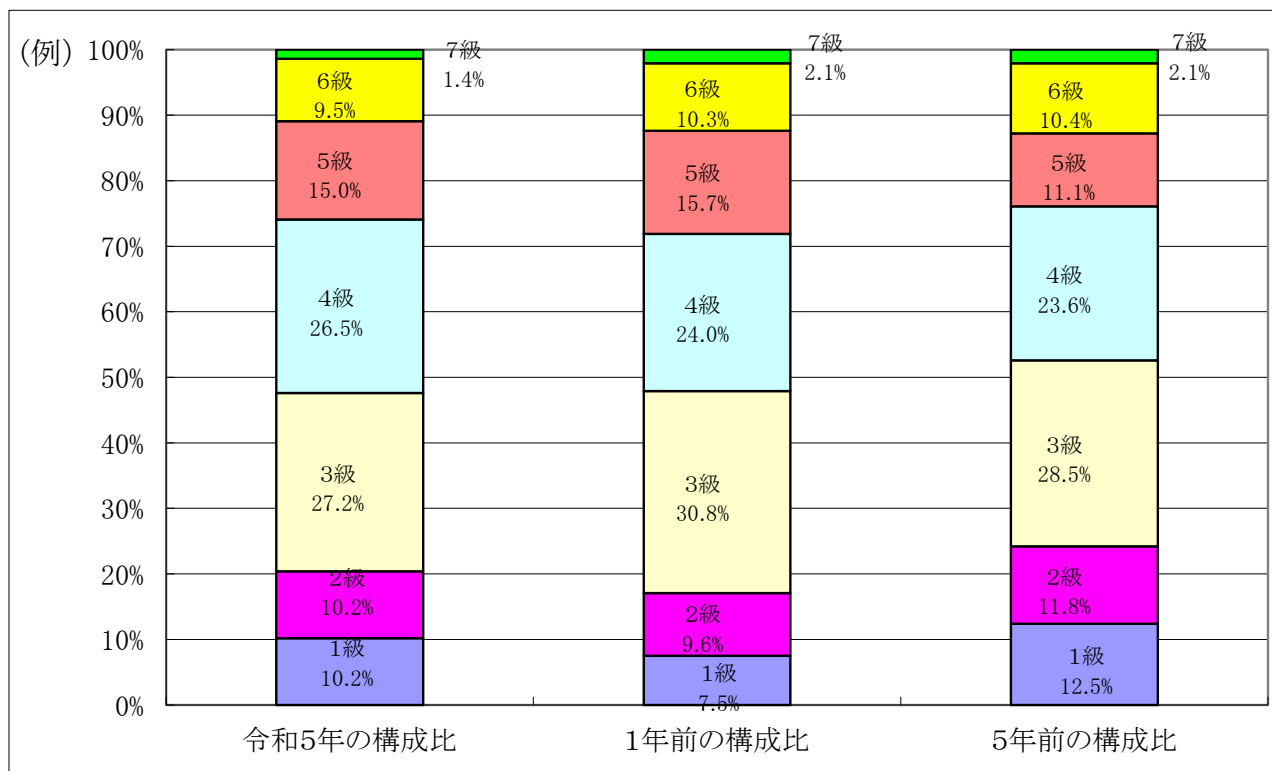
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,200 円	356,500 円	370,900 円	380,900 円
	高 校 卒	242,600 円	314,600 円	360,500 円	373,100 円
技能労務職	高 校 卒	218,500 円	269,900 円	285,800 円	309,100 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

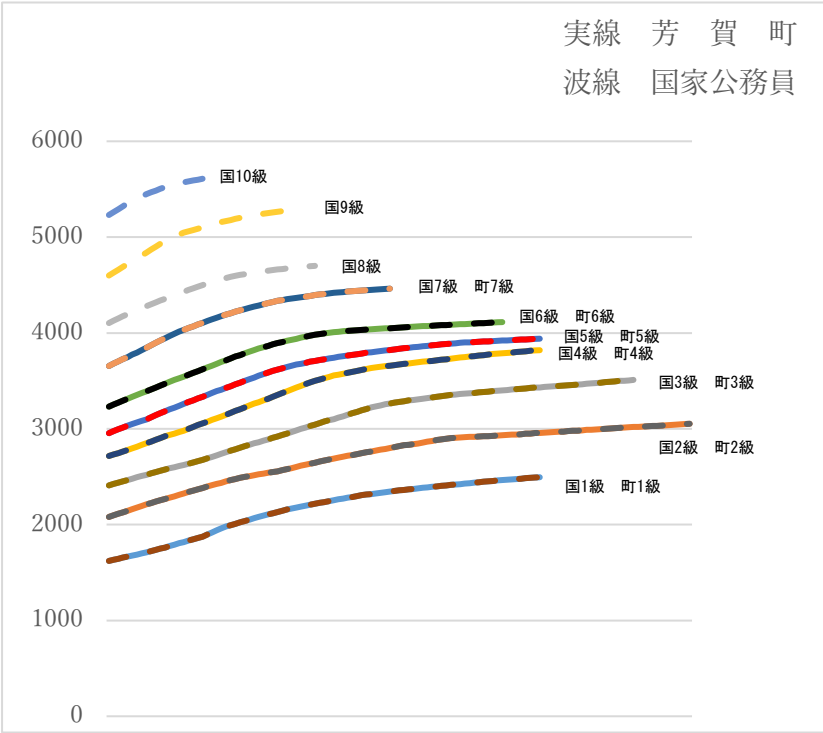
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事 主 事 補	15 人	10.2 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主 事	15 人	10.2 %	208,000 円	305,200 円
3 級	主任主査 主 査	40 人	27.2 %	240,900 円	351,000 円
4 級	副主幹（選考） 係長（選考） 主任主査	39 人	26.5 %	271,600 円	382,000 円
5 級	課長補佐（選考）	22 人	15.0 %	295,400 円	394,000 円
6 級	課長（選考） 主幹（選考）	14 人	9.5 %	323,100 円	411,300 円
7 級	参事（選考）	2 人	1.4 %	365,500 円	446,200 円
合 計		147 人	100.0 %		

- （注） 1 芳賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- （注） 平成18年に8級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（芳賀町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分			○		○
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

芳賀町	栃木県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,557千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,680千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（芳賀町）

令和6年中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

芳賀町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.270750月分 勤続35年 39.7575月分 47.709000月分 最高限度 47.7090月分 47.709000月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 1人当たり平均支給額 863千円 18,709千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.270750月分 勤続35年 39.7575月分 47.709000月分 最高限度 47.7090月分 47.709000月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)

(注) 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 4 年度決算）		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 4 年度）		0 %	
手当の種類（手当数）		2 手当	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (令和 5 年度 決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症の発生 予防、蔓延防 止作業従事職 員の特殊勤務 手当	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律（平成 10 年法 律第 114 号）第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項 に規定する感染症の発生予防、まん 延防止のための消毒、駆除、生活用 水の供給作業に従事したときに支給 する。	0 千円	従事した日 1 日につき 1,000 円
行旅死人取扱 従事職員の特 殊勤務手当	行旅死亡人の埋葬処理作業に従事した職員 に対し支給する。	0 千円	1 回につき 3,000 円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	63,387 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 5 年度決算）	480 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	67,375 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 4 年度決算）	531 千円

(5) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内 容	支 給 単 価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支 給 実 績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者	6,500円	同	—	13,745千円	202,136円
	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円				
	(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円				
	(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	6,500円				
	(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	6,500円				
	(6) 重度心身障害者	6,500円				
	上記(2)のうち、配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人	10,000円				
	上記(3)～(6)のうち、配偶者及び(2)に該当する扶養親族がない場合にあっては、そのうち1人	6,500円				
住居手当	借家の場合（家賃16,000円超の場合）	28,000円 を上限	同	—	5,630千円	268,095円
通勤手当	自宅からの距離による	3,000円～ 16,500円	異	距離区分	11,655千円	85,070円
管理職手当	職位による	課長・局長・ 56,000円		—	12,012千円	706,588円
管理職特別勤務手当	勤務1回による	課長・局長・ 5,000円		—	0千円	0円
宿日直手当	週休日等における 日直勤務	4,400円 (年末年始) 8,800円		—	563千円	5,747円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	740,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額		
	副町長	600,000円	840,000円／	621,000円	
報 酬	議 長	340,000円	683,000円／	540,000円	
	副議長	280,000円	381,000円／	273,000円	
	議 員	250,000円	317,000円／	221,000円	
期 末 手 当	町 長 副町長	(令和5年度支給割合) 3.40月分			
	議 長 副議長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.40月分			
退 職 手 当	町 長 副町長	(算定方式) 給料月額×勤続月数×0.42 給料月額×勤続月数×0.25	(1期の手当額) 14,918,400円 7,200,000円	(支給時期) 任期ごとに支給 任期ごとに支給	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

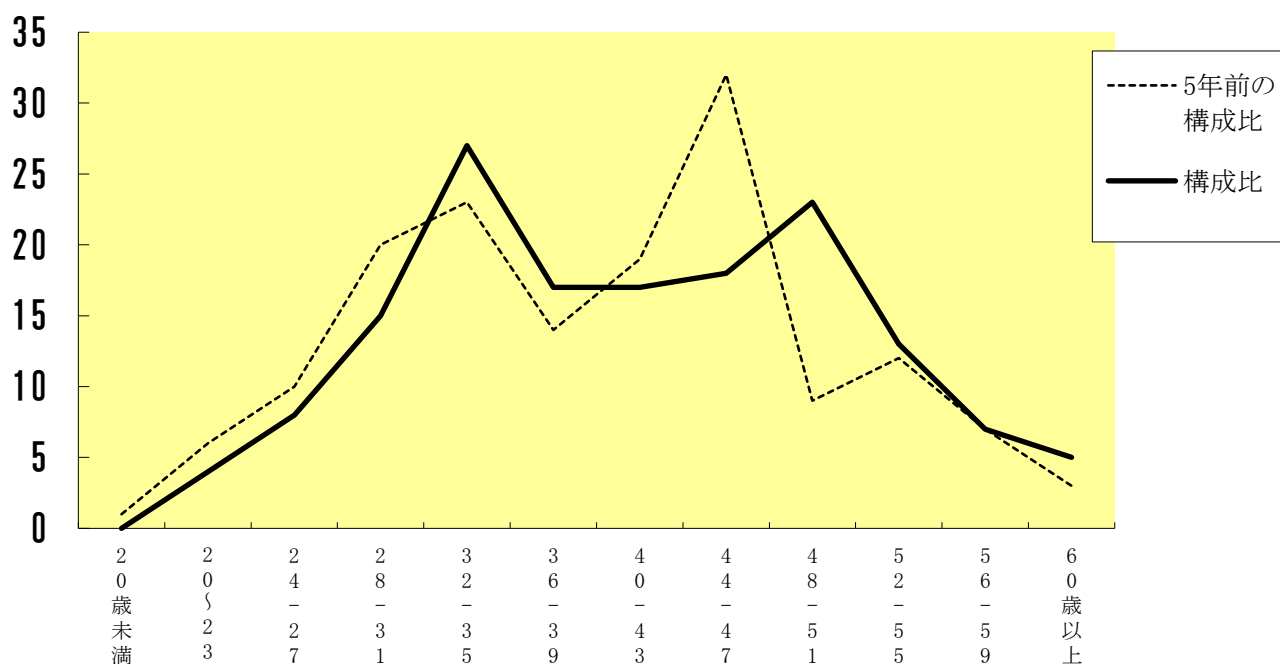
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 5 年	令和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	3 6	4 2	6	・ 育児休業に伴い、総務課付となった職員の増（6）
		税 務	1 0	1 0	0	
		農 水	1 1	1 0	△ 1	・ 農村整備事業の事業縮小となったことに伴う減（△ 1）
		商 工	5	5	0	
		土 木	2 1	1 7	△ 4	・ L R T 関連事業が縮小となったことに伴う減（△ 4）
		民 生	2 3	2 3	0	
		衛 生	1 1	1 1	0	
		計	1 1 9	1 2 0	1	< 参考 > 人口 1 万人当たり職員数 77.39 人 （類似団体の人口 1 万当たりの職員数 77.91 人）
	教育部門		2 4	2 3	△ 1	・ 正職員が会計年度任用職員となったことに伴う減（△ 1）
小 計		1 4 3	1 4 3	0	< 参考 > 人口 1 万人当たり職員数 92.23 人 （類似団体の人口 1 万当たりの職員数 95.14 人）	
公 営 企 業 等	下 水 道		3	3	0	
	そ の 他		9	8	△ 1	・ 再任用職員の勤務形態がフルタイムから短時間勤務に変更になったことに伴う減（△ 1）
	小 計		1 2	1 1	△ 1	
合 計			1 5 5 [1 9 8]	1 5 4 [1 9 8]	△ 1	< 参考 > 人口 1 万人当たり職員数 99.32 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	8人	15人	27人	17人	17人	18人	23人	13人	7人	5人	154人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	119	122	121	122	119	120	1(0.01%)
教育	24	24	24	23	24	23	△1(-0.96%)
公営企業等会計	13	11	10	11	12	11	△1(-0.92%)
総合計	156	157	155	156	155	154	△1(-0.99%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。